

保護者の皆様へのお知らせ

(教職員と児童生徒の間での電子メール等の取り扱いについて)

宮城県工業高等学校

- 宮城県教育委員会から各県立学校に対して、以下のような通知がありました。
 - ・ 宮城県教育委員会では、これまで教職員と児童生徒がお互いの立場をわきまえ、電子メールやLINEなどの通信アプリケーション等（以下、「電子メール等」とします。）で不必要なやりとりをせず、適切に接するよう繰り返し指導してきましたが、県内において、電子メール等を通じた教職員と児童生徒との間でのトラブルが発生していること。
 - ・ そこで、教職員と児童生徒との間の連絡について、今後は下記のとおり取り扱うように決定したこと。

【今後の電子メール等の取扱いについて】

- 1 教職員と児童生徒の間での電子メール等による私的なやりとりは一切禁止します。
- 2 学校から児童生徒への連絡は、原則として、校内では対面でお知らせすることとし、児童生徒の帰宅後は、ご家庭の固定電話を通じて連絡をいたします。
- 3 非常時・緊急時等にどうしても児童生徒の携帯電話・電子メール等に連絡しなければならないときには、校長等の許可を得て連絡するようにします。
- 4 業務上必要な場合を除き、教職員が個人で児童生徒の携帯電話番号や電子メールアドレス等を取得することを、禁止します。
- 5 業務上やむを得ず児童生徒の携帯電話番号や電子メールアドレス等を取得した場合、業務が完了したら速やかにデータを削除します。

- この決定を受け、今後本校では、学校からの一斉連絡や災害時の緊急連絡など、業務上の必要がある場合については従来どおり継続いたしますが、教職員個人が児童生徒に対して、電子メール等を用いて授業・部活動・行事に関する連絡を行うことについては、非常時・緊急時等のやむを得ない場合に限定させていただきます。
- なお、固定電話をお持ちでないご家庭の場合には、保護者の方々の携帯電話を通じて連絡させていただきます。
- また、児童生徒・保護者の皆様におかれましても、所有する先生方の電子メールアドレス等が不必要な場合には、お手数ですが削除をお願いいたします。
- 今後、学校の教育活動で非常時・緊急時に限り携帯電話、電子メール等を使用することについて、必要に応じて保護者の皆様に承諾書の提出をお願いすることになりますので御協力をお願いいたします。